

令和4年1月

保護者 各位

タブレット端末の持ち帰りに関するお願い

田原市教育委員会

皆さまにおかれましては、日ごろより本市の教育活動にご支援を賜り、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しており、本市でも毎日のように感染者が報告されています。感染拡大を防ぐため学級閉鎖や休校を余儀なくされる学校も出てきました。その他の学校においても、いつ感染者が確認され、学級閉鎖や休校になってもおかしくない状況になっています。

2学期当初、タブレット端末の持ち帰りの実証実験を行い、ほとんどの家庭で接続するのに問題がなかったという報告を受けています。これらの状況を踏まえ、学級閉鎖や休校になった場合にも、子どもの学びを保障するために、タブレット端末の持ち帰りを想定するように各学校に指示しました。

タブレット端末の持ち帰りに関しては、下記の点に留意してお取り扱いいただきますようご理解とご協力をお願いします。

記

- ・家庭でのタブレット端末使用のルールは、「タブレットを活用するために」（別紙）に準じます。学校においても情報モラルの指導をしていますが、ご家庭でもご指導をお願いします。
- ・家庭にあるパソコン、タブレット端末等でもお子さんのID・パスワードを入力することで学校とほぼ同じ環境で使用することができます。
- ・貸与されたタブレット端末を使用するためには、原則インターネット接続が必要となります。その際の通信料は、各家庭でご負担ください。Wi-Fi環境が整っていないなど、家庭でタブレット端末使用ができない家庭については、学校が準備するプリント等で学習したりや学校の空き教室を利用したりすることができます。
※今後は、タブレット端末の持ち帰りが通常になってくると考えられます。Wi-Fi環境が整っていない家庭については、環境整備のご検討をお願いします。
- ・万が一、破損・盗難・紛失・故障等の事由が生じた場合には、速やかに学校に申し出てください。（校外での破損・盗難・紛失・故障は、保険の対象外ですので修理費等を保護者に負担していただく場合があります。）
※愛知県の条例で加入が義務付けられている自転車保険には、学校の備品を壊した場合の保障も付いているものもたくさんありますので、一度契約内容をご確認ください。

<問い合わせ先>

田原市教育委員会 学校教育課

情報教育担当

電 話（0531）23-3679